



初回産科受診料補助金交付事業について

三島市では、妊婦の方が経済的理由で産科受診をためらうことがないよう、初回産科受診料の補助を行っています。

対象者

「受診時」及び「申請時」に三島市に住民票があり、次の1または2に該当する妊婦

- 1 市民税非課税世帯に属する妊婦

*市民税は制度利用年度の前年の所得に対するもの
(1月から6月末までの申請については、前々年)

- 2 生活保護受給世帯の妊婦

助成内容と助成額

初回産科受診に要した保険適用外の受診費用（妊娠の判定に要する費用）を、申請に基づき口座へ振り込みます。

- 上限 10,000円（1回の妊娠につき1回限り）

手続き方法

- 1 申請場所 三島市立保健センター（三島市健康づくり課）

住 所 三島市南二日町8番35号

電 話 055-973-3700

- 2 持ち物

(1) 申請書（第1号様式）

(2) 初回産科受診時の領収書原本（保険適用外のもの）

(3) 妊婦本人確認できるもの

（マイナンバーカード、運転免許証、在留資格証など）

(4) 妊婦本人名義の振込口座が確認できるもの

(5) 妊娠が証明できるもの（妊娠届出書、超音波撮影の写真、母子健康手帳等）

(6) (非課税証明書)

※1年以上三島市に住民票がある方は不要です。必要な方は下記のとおり



- 1～6月に交付申請をする方のうち、前年の1月1日時点で三島市に住民票がない方は前住所地で非課税証明書を発行していただく必要があります。
- 7～12月に交付申請をする方のうち、申請をする年の1月1日時点で三島市に住民票がない方は前住所地で非課税証明書を発行していただく必要があります。

- 3 申請期限 初回受診した日から6か月以内

お問い合わせ先

三島市立保健センター（健康づくり課 母子保健・感染症係）

電 話 055-973-3700

Mail boshisoudan@city.mishima.shizuoka.jp